

電子テキストコンテンツの法的環境に関する調査研究

(財)デジタルコンテンツ協会の前身である(財)マルチメディアコンテンツ振興協会は、電子テキストコンテンツの法的環境に関する調査研究を実施し、平成13年2月にその成果を報告書としてとりまとめた。以下に、同報告書の骨子を掲載する。なお、報告書全文については、ウェブ公開の予定はないが、(財)デジタルコンテンツ協会の図書室において閲覧可能である。

内容

1. 電子テキストの産業論
2. 電子テキストの公共サービス論
3. デジタルコンテンツの流通管理技術
4. 電子出版・電子図書館の制度課題
5. まとめ - 喫緊の課題

1 電子テキストに係る産業論

1.1 出版産業の現状

出版物の販売額はここ数年減少傾向にある。その原因は、新古書店の台頭や、図書館による貸し出しも指摘されている。しかし、最も根本的な要因は、個人や家庭における消費傾向の変化であると考えられる。すなわち、人間が特定コンテンツに消費し得る時間やお金には個人差こそあれ限界がある。それらがゲームに費やされるときもあれば、携帯電話の通信時間とか通信費に投入されるときもある。書籍コンテンツに費やされていた時間やお金が、趣味趣向の変遷や多様化により他コンテンツに分散したと考えられる。

1.1.1 著作物再販制度に関する議論

書籍や新聞などの出版産業とかわりの深い再販制度(再販売価格維持制度)の見直し議論も、出版産業にとって大きな動向である。この制度は、著作物(書籍、雑誌、新聞、レコード、音楽用テープ、CD)の文化的価値を社会的に平等に享受する目的で独占禁止法の適用除外とされている点に法的根拠を置く。これに基づいて、これまで出版社や新聞社は、定価を決め、再販契約を結び、取次や書店等の販売先に定価販売を義務づけてきた。

他方、公正取引委員会は、競争政策の観点からは廃止の方向で検討されるべきだが廃止された場合の影響について配慮と検討が必要であるとして、2000年12月17日、『著作物再販制度の見直しに関する検討状況及び意見照会について』を公表し、現在、各方面からのパブリックコメントを求めている。最終的な結論は、2001年春に出される予定である。

出版・新聞などの業界側は再販制度の維持を訴えているが、その一方では、公取委との議論の中で出された改善策である、時限再販、返品本の値引販売、非再販化などにも着手している。

1.2 電子出版の現状

出版産業は、他コンテンツとの市場競争、再販制度の見直し議論を受け止め、電子出版ビジネスに活路を見出そうとしている。

電子テキストコンテンツの世界では、教育・娯楽系 CD-ROM は若干増加しているものの、百科事典などリファレンス系 CD-ROM の市場は大幅な減少傾向にあり、総じてパッケージ型電子出版は退潮傾向にある。パッケージによる流通段階での物理的プロセスがデジタルメディアの最大のメリットである即時性やインタラクティブ性を損なっているためと考えられる。

パッケージ型の欠点を補う意味で、ネットワーク型電子出版の成長が見込まれるが、そのためには、課金と著作権保護という大きな課題の解決が必須である。

また、ネットワーク型への移行については、使用目的、視覚表示、出版物の価値や性質などによって市場拡大の時間軸に差が出るものと予測する。たとえば、辞書、時刻表など一時的な検索結果を求める場合、インターネットや LAN での検索サービスの方が便利であり、物理的な書庫スペースを必要とするアナログ書籍を購入する動機は薄れる。したがって、このようなタイプの出版物は近いうちに電子版に取って代わられると予測し得る。しかし、文字を丹念に読むことが必要となるタイプの出版物では、読書するに足る専用読書端末（携帯ビューア）の開発を待たなければ電子化は加速しないと考えられる。

1.2.1 電子出版に関わるプレイヤーの動向

他の産業分野と同様、出版産業には、制作に携わる者、流通に携わる者、利用する者が存在する。具体的に書籍や雑誌を制作する者とは、作家、出版社、編集者などであり、学术论文の書き手（研究者）もこの中に含まれる。流通事業者とは、単に書籍・雑誌を運送する者ではなく、特定の基準で品揃えしたり、読者をナビゲートする役割を担っている者である。取次、書店、図書館などがこれにあたる。そして、読者（利用者）がいる。デジタル・ネットワーク時代を迎えた主要プレイヤーの最新の動向は次のとおりである。

作家では、個々の作家による試みを協同的にまとめたものとして、1999 年に『e-NOVELS』がスタートした。作家からの直販を謳い、コンテンツも新作や単行本未収録作品が中心である。

出版社では、電子書籍コンソーシアムによるブックオンデマンドシステム実

証実験の成果を踏まえた『10daysbook』や、大手出版社8社が2000年に共同で立ち上げた『電子文庫パブリ』などの電子書籍ビジネスが始まっている。

書店の世界では、アメリカのAmazon.comやBarnesandNoble.comが電子書籍の販売を積極的に行い、すでにこの二大オンライン書店は日本法人を立ち上げている。今後はオンライン書店に主導されるアメリカ型の電子出版が急速に広がっていくものと考えられる。

図書館では、世界中の国立図書館や公共図書館における電子化プロジェクトのほか、NGO的なパブリックドメイン・テキスト・アーカイブ運動がある。後者の代表例として、1971年にアメリカのイリノイ大学でマイケル・ハートが始めた『プロジェクト・グーテンベルク』、これに影響されて1997年に日本で始まった『青空文庫』がある。

1.2.2 電子出版に関わるプレイヤーの関係の変化

書店と図書館は従前より一種の競合関係にあったことが指摘されている。書店は、本を陳列するだけでなく、読者を求める本にナビゲートする役割を果たしているし、逆に図書館は、ベストセラーを大量購入し、貸し本屋のようなサービスを行っており、書店事業を圧迫する存在であるとの分析である。

この競合関係は、デジタル・ネットワーク時代になるとより複雑になると予測し得る。著者や出版社などの制作機能と取次や書店などの流通陳列機能が一体化されることにより、これまでの『書店 vs. 図書館』という関係から、『電子出版全体 vs. 電子図書館』という構図になるためである。

また、電子出版産業は、ネット上の書き込みや投稿などとは違い、良質コンテンツを創作する機能、読者ニーズに基づき豊富な品揃えをする機能、読者をナビゲートする機能を備えた存在でなければならない。電子図書館は、特定の選択基準に基づき豊富な蔵書を品揃えする機能、利用者をナビゲートする機能を備えた存在であるべきである。このうち、品揃えの選択基準は、電子出版産業は読者ニーズであるが、電子図書館は「知る権利、表現の自由、学問の自由など憲法的意義に基づく必要」がある。ナビゲートする機能は、電子出版は、一定レベルの使い易さでよいのに対し、電子図書館は、デジタル機器に不慣れな者も利用できるような仕組みでなければならない。

1.3 電子化が進む分野 - 学術電子ジャーナル

学術雑誌の世界は、デジタルコンテンツの電子的な提供・利用の実用化が進んでおり、とりわけ科学技術・医学分野では、国際的な雑誌のほとんどが電子化されている。そもそも学術出版が持っていた「著者が利用者」、「著者は論文を発表することが目的で、出版による利益を求めない」、「審査（ピアレビュー）制度が品質維持と著者の業績認定の役割を果たす」といった性格と、デジタル・ネットワークの「レビューや掲載までのスピード」、「掲載日の認証」、「検索性」といった利便性が符合したものと考えられる。特に重要なことは、商業出版がネットワーク型を推進する際に乗り越えなければならない壁となっている課金と著作権の問題が、当該分野ではこれまであまり問題にならなかったことである。

しかし現在、学術出版の母体である学会の財政基盤が悪化していることから、この分野においても課金と著作権の仕組みを構築する必要性に迫られている。

また、学術情報における課題として、研究成果のアーカイブとアクセス保障が浮上している。米国では CD-ROM アーカイブの提供、ミラーサイトの設置、キャッシュ方式でのダウンロードなどが対策として行われており、わが国でも、国会図書館、大学図書館などの公的機関による対策が望まれる。

2 電子テキストに係る公共サービス論

高度情報化社会を迎え、テキストコンテンツに係る最大級の公共サービスである図書館も、その蔵書と利用形態の両面について、大きな変革を余儀なくされている。

蔵書については、電子図書館化に伴い、資料の形式変化（デジタル化）に迅速に対応し、図書館法 2 条 1 項にいう図書、記録その他必要な資料という定義に、デジタル情報資料を取り込んでいかなければならない。しかし、過去において図書館が蓄積した膨大な紙からなるコレクションのすべてを直ちにデジタル化するというのは無理がある。したがって、当面図書館は、紙媒体の資料とデジタル化された資料の双方を抱え込み、それらを有機的に、できればシームレスの形に組織したうえで利用者に提供する「ハイブリッド・ライブラリー」の姿をとることになると考えられる。

つぎに利用形態であるが、閲覧、貸出にとどまらず、すべての図書館業務が従前の形態とデジタル対応の 2 層構造になるものと予測し得る。レファレンスサービスも口頭、文書、電話、ファックスに加えて次第にデジタル・レファレンスサービスが増加してゆくものと考えられる。

2.1 国立国会図書館の電子図書館構想

わが国の国立国会図書館は、2000 年 3 月策定された電子図書館サービス実施基本計画に基づく作業に着手している。ここでは電子図書館サービスの内容を、「館の情報システムに接続された電気通信回線を通じて『蔵書』を利用させるサービス」と定義している。

蔵書は、既存資料の電子化とその書誌情報、および、電子出版物納本制度の整備により蔵書化の道筋が開かれたパッケージ系電子出版物である。

現在、館所蔵資料の電子蔵書化にあたり著作権処理の問題とそれに伴う作業・コストの問題が浮上している。たとえば、明治期刊行図書の電子蔵書化を進めようとする、膨大な数の著作物について、保護期間満了もしくは存続の確認をし、著作権者や権利継承者を探して許諾を取るとい作業が必須である。著作権者が不明な場合には、著作権法第 67 条（著作権者不明等の場合におけ

る著作物の利用)に基づく文化庁長官裁定、補償金供託といったプロセスも避けられない。

2.2 米国の電子図書館事例

(事例1) : AskERIC Q & A Service

米国教育省所管の教育図書館には、AskERIC Q & A Service というオンライン質問応答サービスがある。教師、生徒、教育機関の専門職などを対象とし、不登校児や在宅学習児に関する教育相談などを行っている。質問応答には、当該テーマのエキスパートがあたり、週 1,000 件以上の問合せに対応している。インターネットで世界中に開かれている点も注目に値する。

また同館では、カリキュラム策定や教材整備に有用なゲートウェイ・サイト GEM を開設している。たとえば、教師がこれを利用して、授業計画を立案し、教科書を作ることができる。必要なデータや図表、その解説文などのコンテンツはデータベース化されている上、GEM のメンバーでもメンバーでない者でも安心して利用できるように著作権関係を明示している。

(事例2) : SIBL

ニューヨーク公共図書館の SIBL(科学・産業・ビジネス図書館)は、来館者や利用頻度が多く、電子図書館化の成功事例と考えられる。主なサービスと電子化との関わりは次のとおり。

資料貸出：オンライン目録から貸出予約ができる。

資料閲覧：館内の CD-ROM だけでなく、インターネットやオンライン商用データベースへのアクセスも可能。外部データベースの利用の範囲(アクセス、ブラウジング、ダウンロード、プリントアウトなど)はサービス提供機関と図書館とのライセンス契約による。

参考調査：利用者の要望(たとえば特定産業の市場動向など)に応じ、有償・無償で調査を行う。

利用者トレーニング：館の内外を問わず、電子資料の活用方法を指導。

資料コピー：利用者が自ら複写するコピーセンターと、職員の手によるデリバリ・サービス。前者にはコイン又はコインカード式のコピー機があり、

図書館スタッフはタッチせず、著作権管理は利用者に委ねられる。後者はバーチャルサイトからも発注可能で、著作権処理を代行し、著作権料を含む代金が課金される。

貸し会議室：電子機器を使ったプレゼンテーション可能な有料貸し会議室。

3 電子テキストの流通管理技術

テキストを含めたデジタルコンテンツに係る著作権保護や課金などの諸課題を、技術を利用して解決するアプローチが幾つか試みられている。また、昨年11月に成立したわが国の著作権管理事業法は、こうした試みを制度面から支援する法整備といえよう。

その一方、コピー・プロテクションなど著作権管理について考える場合、音楽、プログラム、映画、テキストなどは、それぞれコンテンツごとに性質も業界慣行も異なり、デジタルコンテンツという概念でひと括りにするのは無理が生じる場合も多い。

たとえば、テキストとプログラムの比較でいえば、前者の利用（読書）は基本的に一回性・全体性であるのに対し、後者は継続性・個別機能性である。デジタルテキストには、継続的な使用を前提としたコンピュータ・プログラムのシェアウェア的な考え方を採用したり、組織的な違法コピーを取り締まるという方法は適さず、コピー・プロテクトが必要であると考えられる。

3.1 フォーマット標準化の動き - EBX

書籍関連の著作権管理システムでは、EBXの動向が注目される。これまで行われてきたシステムは、フォーマットやビューアソフトによって仕様が異なっていたが、EBXは、新たなフォーマットを作り、これを標準化しようという試みである。これまでデファクト・スタンダードを競っていた Open eBook Forum と Adobe PDF Merchant のうち、前者はEBXへの合流を発表、後者も移行を検討中である。

3.2 超流通

テキスト、音声、画像などの分野を問わず、デジタルコンテンツを円滑に流通させる方策として、コンテンツ側に著作権情報を埋め込み、著作権者の保護と利用流通の便宜をはかるアプローチがある。インターネットを通じてコンテ

ンツ流通業者(IP プロバイダー)が権利処理を行い、配信されるコンテンツには著作権情報が付与され、このコンテンツ情報と利用者の情報を管理することにより課金や改竄防止への対応を行うというものである。

このアプローチは国際標準技術の符号化技術(MPEG)にも取り入れられている。従来の符号化では、情報の伝達の効率性や品質の問題だけが議論されてきたのに対し、MPEG-4で映像、音楽、音声を扱うマルチメディア符号化の中に著作権識別符号が入ってきたことは画期的なことと評価し得る。

3.3 ファイル交換ソフトの出現

デジタル・ネットワークのメリットを最大限に活かし、p2p でコンテンツを流通させる手段が出現した。Napster や Gnutella などのファイル交換ソフトである。これは元来、流通を活性化する仕組みであって、著作権を管理しながら流通させることを目的としたものではない。

ファイル交換ソフトと著作権との軋轢を突き詰めていくと、デジタル・ネットワークと著作権に関わる根本にまで行き着く。すなわち、「著作物へのアクセスや視聴(本を読むといった本来の使用)は電子書籍でも保障されるのか」、「電子書籍の場合には、アクセスする前に一時的にメモリに蓄積されるが、これは複製行為と見なされるのか」、また、「こうした行為の延長線上にある種々の利用行為のどこまでが私的使用といえるのか、境界線を分別するのは事実上不可能ではないか」といった問題である。

4 電子テキストに係る制度設計

インターネット環境では、情報の共有が一つの価値観として存在しており、しかも、10の9乗ページにものぼる著作物が無料で公開されている実態がある。このような環境では、「著作物は原則非営利的、例外営利的」といったように、これまでの概念の変更を迫られているともいえる。

こうした著作物を取り扱う電子出版産業や電子図書館が、それぞれが産業として公共サービスとして健全に発展し機能するには、「コンテンツの創作者を適正に保護し、その流通に関わる者のコンテンツに対する責任の範囲を明確にし、さらには、デジタル・ネットワークに関わる機器やソフトを普通感覚で利用する読者が無用な法律論争に巻き込まれないで済むような『仕組み』を整える」必要があることは明らかである。

そのような「仕組み」として、補償金方式と個別課金方式が考えられ得る。

4.1 補償金方式

補償金方式は、著作権料の徴収方法が簡単であること、ユーザが著作権料の支払いを意識しなくてよい、という利点がある反面、法的な正当性を主張しにくい、装置メーカーやメディア・メーカーの協力を得にくい、という欠点もある。とりわけ、法的正当性については、具体的な用途が違法行為と確定していないのに補償金を課金すること自体合理性を欠く、仮に課金されたとしても特定の権利者だけに分配請求権があるというのは憲法の平等原則に反する、といった見解もある。

4.2 個別課金方式

個別課金は、著作物のデジタル化・ネットワーク化とともに、権利者がユーザからのアクセスをモニタリングすることが技術的に可能になったという事実から提案されるようになった。この方式は、課金を実績見合いで実行できることとなり、この意味では法的な正当性を実現できるという利点をもつが、個別

のモニタリングは、ユーザがどんな著作物にアクセスするかということ監視することにも通じる。図書館の理念とのかかわりでは、思想の自由を脅かすことになる。また、個別課金の欠点として、監視方式とこれに対する迂回方式とのあいだに留まるところのない競争関係が生じることを抑止できない。

4.3 制度変更の実現可能性

上述した二つの方式について、現在は個別課金のほうが供給者側の理解を得やすいので、この方向で技術開発が推移し、制度改正も進行している。しかし、個別課金は、インターネット・ユーザの同意を得にくく、破綻のリスクを負っているのも事実である。また、フランスやドイツが現在、補償金や税方式の立法化を検討していることも、課金方式にはマイナス要素であろう。

いずれの制度を選択しても、一定レベルの課金徴収や平等な分配がすぐに実現するというわけではないが、法律によって権利とされている諸利益であっても、現実には実現不可能又は困難なものの方が圧倒的に多いのも現実である。

一方、「既得権益や国際調和を考慮すると著作権制度における基礎的な定義の逆転は実現不可能であること」、ならびに、「デジタル著作物に関する技術が急速に進歩し、これにともなって侵害手法も急激に高度化し、しかもその到達点がどこになるかについて、関係者すべてにとってまったく予測不可能である」ことから、制度変更を当面見合わせるという選択肢もある。この場合、産業界はリスクを覚悟で事業を開発していくことになる。

5 まとめ - 喫緊の課題

電子出版・電子図書館を取り巻く法的環境を整備しようとして浮上する諸課題は、テキストを含めたあらゆるデジタルコンテンツに共通するものと、テキストコンテンツを中心として考えるべきものとに大別することができる。換言すれば、前者は著作権制度に関わる課題、後者はその他多くの法律、技術、運用規則などに関わる課題である。

前者の解決アプローチとしては、補償金、個別課金が考えられ得る。いずれも著作権法の根本原理に触れざるを得ず、あらゆるコンテンツ分野の関係者を巻き込んだ大きな論争が予想されるが、現時点では有力な選択肢の一つであり、今後も各方面で議論を深めていく必要がある。

なお、後者については、問題の所在、解決アプローチのいずれについても十分な研究成果は見当たらず、幾つかの文献が散見されるに留まる。したがって、以下に本調査研究の過程で提起された課題を列挙し、議論の手掛かりとしたい。

(1) 日本語フォーマットの標準化

わが国において電子出版を推進するには、日本語の文字や文章表現の性質を勘案したフォーマット(とりわけ、「縦書き」、「ルビ」、「行間」、「漢字コード」、「JIS外字の表示」など)が必要である。

書籍というものは1国の中だけでフォーマットが成立するものではないし、ネット上のコンテンツの流通ではすでに国境はないのである。国の垣根を超えた国際的な協調の中での取り組み、国際標準に対するより積極的な日本の貢献が必要であると考ええる。

(2) 図書館資料の電子化

図書館が所蔵資料を電子化しデジタル資料群を構築しようとする際、著作権処理(保護期間満了や存続、権利者及び承継人の所在確認、著作権法67条に基づく裁定、許諾手続きなど)に膨大な作業時間、人員、費用をとられる。図書館による既存資料の電子化を円滑に促進するため、告知手段の工夫、権利管理機関や権利者団体の協力体制などの実行可能な方策を早急に立案する必要があると考ええる。

(3) 省庁等がウェブ上で公開する情報の保存と利活用

国立国会図書館は、各省庁に設置した支部図書館を通じて、館法に規定された各行政省庁の官庁出版物の納入を促進している。各省庁がウェブ上で公開している情報についても、支部図書館との連携により、平成 11 年度にその収集保存実験を行った。これは、各省庁の WWW 掲載情報の有用性に鑑み、こうした情報の収集・整理のあり方、各省庁が掲載を中止したときの情報保存、国民のアクセス保障などにつき、実験を重ねながら総合的に検討していこうとするものである。この国立国会図書館の取り組みが一層進展するとともに、これを館の正式な業務としていくことが望ましいと考える。

(4) 省庁等が所管する著作物の利活用

行政機関等が所管する著作物は、わが国著作権法 13 条および第 32 条 2 項の制限の対象になっておらず、その有用な成果の利活用が促進されにくい状況にあるといわれている。今後は、外郭団体等が発行する報告書等を含めた政府機関等が所管する著作物等について、円滑な利活用を促進するための方策につき議論を深める必要があると考える。

(5) 情報仲介者を支援する制度

昨年 11 月に著作権管理事業法が成立したほか、今年度中にも情報プロバイダーの責任に関する立法が予定されている。電子テキストコンテンツの仲介者（書店、図書館はもとより、自ら流通に関与している出版社、学会など）は、こうした法整備を注視し、自らの運用ルール等に迅速に反映させる必要があると考える。

(6) 非営利目的利用への図書館の対応

ネットワーク環境下の公共図書館に対しては、日本の現行制度のもとにおいては、権利制限によるサービスの無料化はネットワーク系電子出版事業者に深刻な影響を与えるものと予想される。一方、米国では、図書館の無料原則を非営利目的の利用に限定していたために、ネットワーク系電子出版への対応が容易であったと推測し得る。米国の発想をわが国の公共図書館に導入するとどうなるか、その是非、影響などにつき議論する時期にきていると考える。

(7) 日付認証

著作物（テキストに限らず）のネットワーク流通を円滑にするためには様々な認証が必要である。現在までのところ、本人性及び非改竄性を保証するものとして電子署名等が存在する。しかし、デジタル・コンテンツでは、履歴管理と連携した認証が必要であり、最初の出版日付だけでなく改訂履歴も可能な日付認証が非常に重要になってくるものとする。

マルチメディアコンテンツに係る権利システム等に関する調査研究委員会
委員・講師 一覧

(五十音順・敬称略)

【委員長】

名和 小太郎 関西大学 情報学部 教授

【委員】

工藤 育男 超流通研究所
仲俣 暁生 「本とコンピュータ」編集部デスク
夏井 高人 明治大学 法学部 教授
長谷川 秀記 日本電子出版協会 会長
松浦 康彦 朝日新聞社 総合研究センター 主任研究員
三輪 眞木子 (株)エポックリサーチ 取締役
山本 順一 図書館情報大学 教授

【講師】

上村 圭介 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 研究員
時実 象一 サイナス・インフォメーション・インターナショナル・リミテッド 代表
中井 万知子 国立国会図書館 電子図書館推進室 室長

【研究員】

川口 修司 (株)三菱総合研究所 主任研究員

【オブザーバ】

梶山 正司 経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課

【事務局】

青柳 桂一 (財)マルチメディアコンテンツ振興協会 専務理事
川崎 誠一 (財)マルチメディアコンテンツ振興協会 環境整備部
須藤 智明 (財)マルチメディアコンテンツ振興協会 研究開発部
山本 純 (財)マルチメディアコンテンツ振興協会 環境整備部

目 次

1	電子テキストに係る産業論	1
1.1	出版産業の現状	2
1.1.1	著作物再販制度に関する議論.....	2
1.2	電子出版の現状	3
1.2.1	電子出版に関わるプレイヤーの動向	3
1.2.2	電子出版に関わるプレイヤーの関係の変化	4
1.3	電子化が進む分野 - 学術電子ジャーナル	5
2	電子テキストに係る公共サービス論	6
2.1	国立国会図書館の電子図書館構想	6
2.2	米国の電子図書館事例	7
3	電子テキストの流通管理技術	9
3.1	フォーマット標準化の動き - EBX.....	9
3.2	超流通	9
3.3	ファイル交換ソフトの出現	10
4	電子テキストに係る制度設計	11
4.1	補償金方式	11
4.2	個別課金方式	11
4.3	制度変更の実現可能性	12
5	まとめ - 喫緊の課題	13